

日立市災害廃棄物処理計画について

1. 計画策定の目的

災害廃棄物は、短期間に膨大な量が排出されることから、市民の生活環境や公衆衛生の保全を確保し、復旧・復興を円滑に進めるため、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的とする。

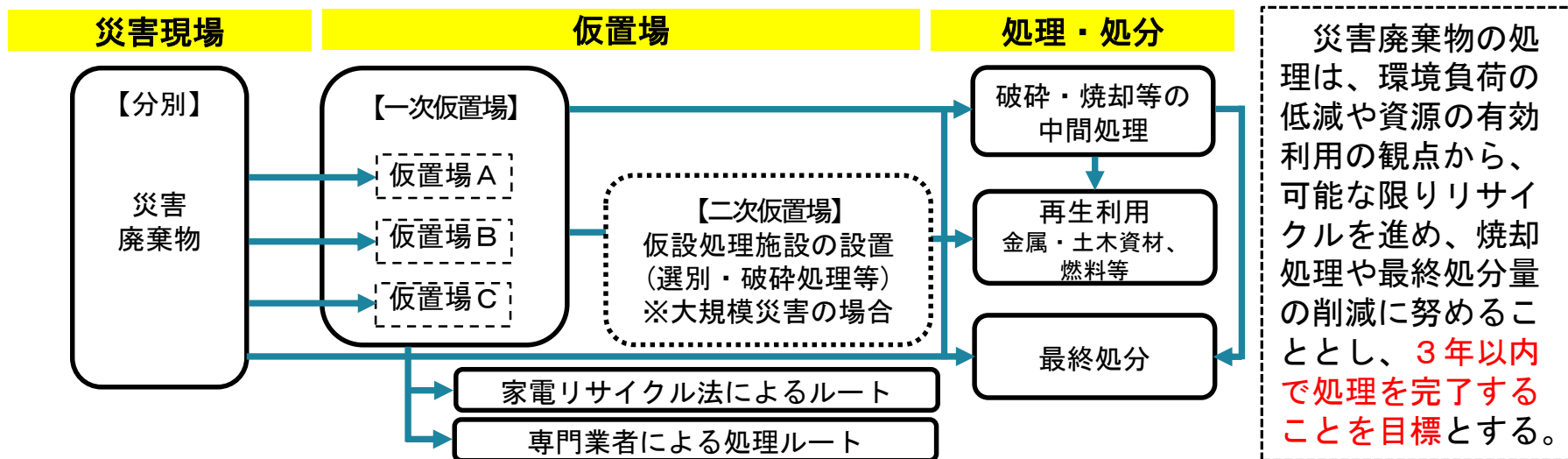
2. 対象とする災害及び廃棄物

- (1) 対象とする災害 地震、津波、風水害（自然災害）
- (2) 対象とする災害廃棄物 地震や津波等の災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

3. 災害廃棄物処理の基本方針

基本方針 1 適正かつ円滑・迅速な処理の実行	市民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないように円滑かつ迅速な処理を実行します。
基本方針 2 目標期間内での処理の実施	災害廃棄物の処理は、次の3つの時期区分に基づき段階的に行います。 ア 初動期（災害発生後3日後まで） イ 第一次処理対策期（災害発生後4日目から14日目まで） ウ 第二次処理対策期（災害発生後15日目以降）
基本方針 3 合理的かつ経済的な処理	処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

4. 災害廃棄物の処理方法



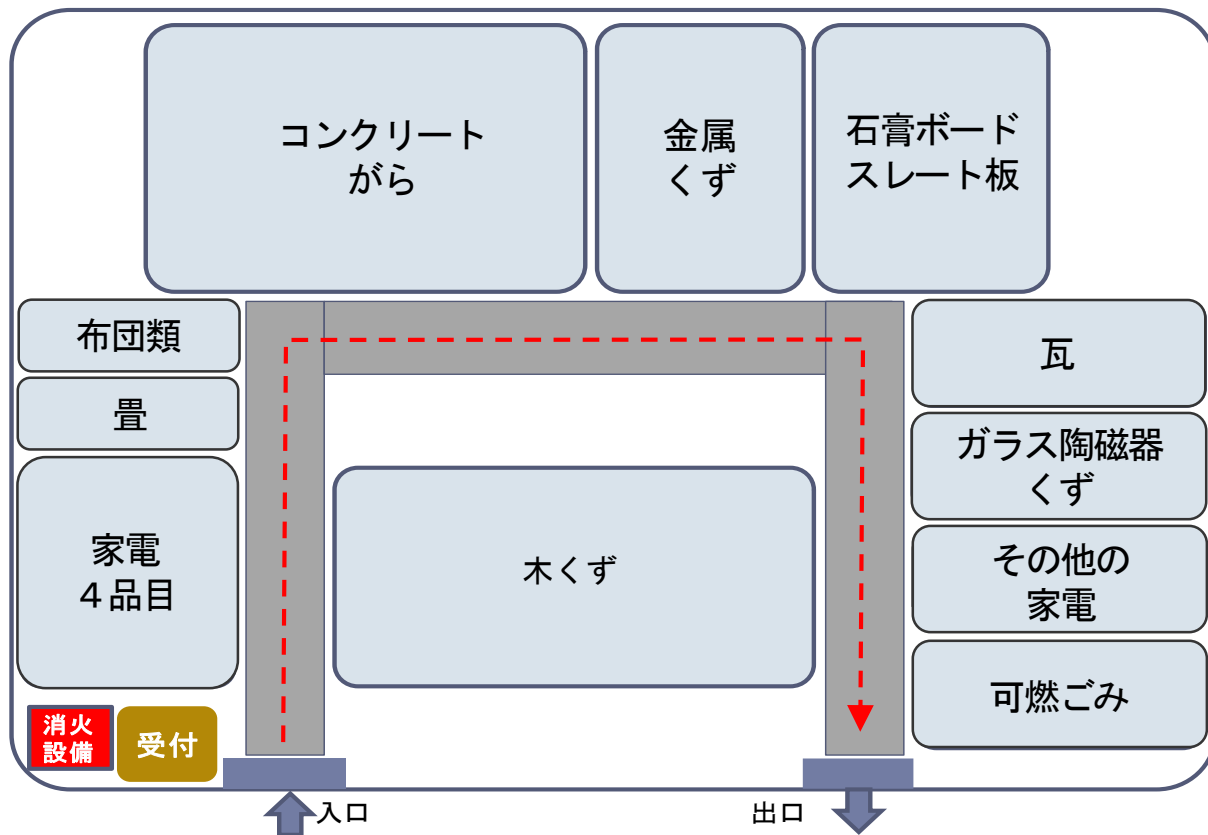
5. 想定する被害規模と災害廃棄物発生量（推計）

(単位：トン)

	木くず	コンクリートがら	コンクリートがら(瓦)	金属くず	可燃物	不燃物	腐敗性廃棄物(畳)	家電4品目	その他処理困難な廃棄物等(石膏ボード)	合計
地震＋津波	33,591	649,432	14,332	33,591	87,673	280,264	1,904	2,575	16,348	1,119,711
水害	179	3,468	77	179	468	1,497	10	14	87	5,980

6. 災害廃棄物の仮置場

レイアウト（例）



【ポイント】

- 1 仮置場内の安全確保のため、車の往来は一方通行
- 2 廃棄物の大量発生を予測し、確保する面積を設計
- 3 廃棄物から発火する恐れがあるため、延焼予防を考慮した配置
- 4 降雨等による底地のぬかるみ防止のため、鉄板の敷設等の措置

仮置場の見取図設置による
適正排出の誘導
(平成28年熊本地震：熊本県西原村)



仮置場に分別された
災害廃棄物
(令和元年東日本台風：茨城県大子町)



必要面積

災害種別	地震	津波	風水害
仮置場の保管量（最大）	962,600トン	126,011トン	5,814トン
仮置場の保管体積	1,073,358 ^m ₃	140,510 ^m ₃	6,483 ^m ₃
仮置場の必要面積	429,343 m²	56,204 m²	2,593 m²

※地震と津波が同時に発生した場合、最大約48.6ヘクタールが必要。

【参考：仮置場の選定条件】

- ア 災害廃棄物が大量に保管できる広い場所であること
- イ 重機や大型トラック等が使用できる場所であること
- ウ 長期間（3年程度）保管が可能な場所であること
- エ 市民生活に支障が少ない場所であること
- オ 原則として、市有地であること

大規模災害における災害廃棄物の運搬に混乱が生じないように、発災時は、災害規模等に応じた仮置場の指定を速やかに行い、周知徹底することとしている。



東日本大震災において路上や広場に集積された災害廃棄物